

答 申 第 85 号  
令和4年12月28日

青森県議会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和4年5月30日付け青議第66号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

議会改革検討委員会作業部会開催記録についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

## 第 1 審査会の結論

青森県議会（以下「実施機関」という。）が第 2 の 2 (2) に掲げる文書につき不開示とした決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、却下すべきである。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 4 年 4 月 6 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「議会改革検討委員会において現在検討されている内容と検討の進捗状況がわかる一切の文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として次の(1)及び(2)に掲げる文書を特定した上で、(2)に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、条例第 7 条第 6 号に該当するとしてその全部を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 4 月 20 日、審査請求人に通知した。

- (1) 第 3 回及び第 4 回議会改革検討委員会の開催記録並びに第 1 回及び第 6 回調査課関係作業部会の開催記録
- (2) 第 10～19 回調査課関係作業部会の開催記録

### 3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 4 月 27 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、本件審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書を開示するとの決定を求める。

## 2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求書

ア 不開示とされた情報は、本件開示請求に係る行政文書として実施機関が特定した文書のうち議会における調査課関係作業部会の一部開催記録である。

検討されているテーマは、全国的に関心の高い政務活動費に関する事案であり、その使途の透明性の向上に努めることが議長に義務付けられているものである。

したがって、審議、検討又は協議に関する情報の公開等には、アカウンタビリティの観点から開示することの利益と、開示により適正な意思決定等にもたらされる支障を比較衡量する必要があることは論ずるまでもない。

イ 実施機関は不開示理由について、単に「県内部における審議検討等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。」と極めて漠然とした理由を述べるだけである。「おそれ」の程度、判断基準について明らかにしないばかりか、「不当に」についての程度についても明らかにされていない。

ウ 議会の会議は地方自治法第115条第1項において原則公開とされている。議会の一部会の議論であれ、議会の議員らによって構成されている部会であれば、不開示とされた開催記録に記載された発言は、中心的には議員らによるものであろうことは容易に推認されるものであり、議員らによる率直な意見交換をしたことが公開されることによる不利益若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる「おそれ」は皆無というべきであろう。

### (2) 反論書

ア 実施機関は「議会改革検討委員会は原則公開だが、同作業部会は非公開により開催されている」と主張しているが、非公開開催を決定している明文規定は示されていない。また、同作業部会が開催の都度非公開とすることを申し合わせているという事情は、開示されている作業部会概要によってもうかがえない。

また、「県民の間に混乱を生じさせるおそれがあった」と主張するが、開示する際に「未定稿」ないしは「未確定」であることを通知した上で開示すれば、かかる「おそれ」は皆無というべきである。

イ 議会改革検討委員会に報告されていないことだけをもって不開示とするのは職権の濫用というほかない。

ウ 実施機関はただ漠然と「おそれ」の存在ということを繰り返すばかりである。実施機関が「不当に損なわれるおそれがあった。」と断定的に述べる根拠も不明である。事実、実施機関がいう「おそれ」があったのだとすれば、具体的な説明があつてしかるべきである。

エ 実施機関は本件処分と本件審査請求を受けての青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問を維持したままで、条例第11条第1項の規定を根拠に一度なした処分の変更とみられる通知書を審査請求人に送付した。しかし、条例第17条第4項第2号で「審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決」について述べており、原処分の取消しと変更や諮問実施後の原処分変更についてはいずれも「裁決」という手続を経ることが前提であるように読み取れる。しかるに、実施機関は本件処分と本件審査請求並びに諮問を維持したままで独自の手法、いわば超法規的措置で本件処分の変更を強行した。

実施機関はこの間、本件審査請求の取下げなどを求めてきたが、審査請求人はいずれの場合も処分を変更するのであれば実施機関による裁決が必要である旨主張し、本件審査請求の取下げには応じないと主張してきた。

オ 本件の場合、一部開示決定の処分に対して本件審査請求を行い、審査会への諮問が行われており、これら一連の手続は維持されたままである。しかるに、実施機関は令和4年8月18日付け指令第16号による「行政文書開示決定通知書（変更）」によって二重の処分を行ったことになる。

カ 条例の趣旨に照らせば、一律に不開示とするのではなく、本件対象文書に記載されている情報のうち、不開示と判断した部分を墨塗りして開示すべきが相当であろう。

キ 実施機関は、議会改革検討委員会への報告後は開示できるといっているようである。議会と議会改革検討委員会、同作業部会の作業進捗に係る目処等を例えば当該年度内などとすることがあらかじめ決められていたものであろうことから本件処分とはせず、条例第11条第3項に基づきその旨通知書に記載すれば足りたはずである。

ク 本件審査請求による請求の利益は満足されておらず、しかも同一の事案で二重の行政処分が存在することを前例にしてはならない。本件処分とその後の変更手続には幾重もの条例違反が指摘できる。しかも、一つの事案についての原処分、審査請求、諮問の一連の手続を維持したままで、変更という形での新たな処分を行うことは、行政手続的にも容認されるべきではない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

## 1 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

令和元年6月28日に議会の効率的・効果的運営のための改革に関する事項について検討を行うため全会派で構成する議会改革検討委員会が設置され、その中で各会派等から提案があった議員定数・選挙区等や政務活動費の見直しなどの調査課が所管する検討項目について、同委員会で検討するための案（たたき台）を作成するため、その下に同年9月17日同委員会の一部の委員で構成する調査課関係作業部会が設置された。同委員会は原則公開、同作業部会は非公開により開催されている。

同作業部会における検討結果（案）については、同委員会に提案されることとなっており、その過程での情報（検討内容）については、提案前の検討段階のものであり、未成熟なものである。

今回不開示とした「第10～19回調査課関係作業部会の開催記録」の内容については本件開示請求があった時点においては検討中で、まだ同委員会に提案されていなかったものであり、そのような情報が公になることで、未確定の情報があたかも議会内で確定したものと伝わるのが想定され、それが県民の誤解や憶測などを招くなど、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあった。

また、そのような未成熟な情報が公になると、同委員会での審議・検討内容（結果）がまとまる前にマスコミ等が情報を発信するなどの外部からの圧力や干渉の影響を受け、委員間の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあった。

## 2 その他

審査会に諮問された後の令和4年6月8日に議会改革検討委員会が開催され、第10～19回調査課関係作業部会での検討結果が公表されたことにより全部開示が可能になったことから、同年8月18日付けで、一部不開示とした行政文書の全部を開示することに変更の上、同月23日付けで本件対象文書の写しを審査請求人に送付している。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分

が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

## 2 本件審査請求の利益について

本件処分は、実施機関の職権により令和4年8月28日付けで変更されているところ、この変更により、本件処分で不開示とされ、審査請求人が本件審査請求で開示を求めるとした本件対象文書の全てが開示されたことが認められる。

したがって、本件処分の取消し及び本件対象文書の開示を求める本件審査請求の利益は既に失われている。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、実施機関はこれを却下すべきである。

よって、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月30日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和4年8月25日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和4年9月9日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和4年10月28日 (第138回審査会)	・審査を行った。
令和4年11月25日 (第139回審査会)	・審査を行った。
令和4年12月23日 (第141回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和4年12月28日現在)